

○ 運営指導における主な指摘事項について

【 サービス共通 】

項 目	サービス内容および手続きの説明および同意
該当サービス	全サービス
事 例	・ 重要事項説明書等に代筆者が代筆する場合の取扱いが適切でない。

< 指 摘 >

特段の理由がある場合は、利用者の本人欄に代筆者が代筆しても差し支えないが、代筆者欄を設けるなど、代筆者および代筆理由（手の震えや認知症など）がわかるようにすること。

項 目	サービス内容および手続きの説明および同意
該当サービス	全サービス
事 例	・ 重要事項説明書に苦情処理の体制，第三者評価についての記載がない。

< 指 摘 >

事業者はサービスの提供の開始に際し，あらかじめ，利用者またはその家族に対し，事業所の運営規定の概要，勤務体制，事故発生時の対応，苦情処理の体制，提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等の，利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について，説明を行い，サービスの提供を受けることについて，同意を得なければならない。

なお，第三者評価の実施状況については，実施をしていない場合はその旨を記載しなければならないことに留意すること。

また，説明を行った者の氏名が未記載となっている事例があるため，説明者氏名を記載すること。

項 目	勤務体制の確保等
該当サービス	全サービス
事 例	・ 従業員の日々の勤務時間や常勤・非常勤の別が明確にされていない。

< 指 摘 >

事業者は，利用者に対し適切なサービスを提供できるよう，従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

（参考） 解釈通知（抜粋）

介護従事者の日々の勤務体制，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係，夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。

項 目	勤務体制の確保等
該当サービス	通所介護・地域密着型通所介護・（介護予防）短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人福祉施設
事 例	・看護職員と機能訓練指導員を兼務しているが、勤務表上で勤務体系が明確に区別されていなかった。 ・月ごとの勤務表を作成しているが、職員の延勤務時間のみ記載しており、出勤時間と退勤時間が不明確であった。

< 指 摘 >

指定介護事業者は、利用者に対し適切な介護サービスを提供できるよう、介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員および機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしておくこと。

項 目	勤務体制の確保等
該当サービス	全サービス
事 例	・有料老人ホームの職員としての勤務時間と他の介護サービス事業所（例：訪問介護員等）の職員としての勤務時間が明確に分かれていない。

< 指 摘 >

介護サービス事業所（介護保険法）と有料老人ホーム（老人福祉法）は別事業であるため、職員が兼務する場合には、それぞれの事業所で非常勤職員として配置することとなる。

勤務形態一覧表で職員の日々の勤務時間を明確に区分したうえで、常勤換算後の人数を算出し、人員基準を満たしているか確認すること。

項 目	業務継続計画の策定等
該当サービス	全サービス
事 例	・業務継続計画に係る研修および訓練を実施しているが、いつ誰が参加したのか記載されていない。 ・従業者に対し必要な研修および訓練を定期的の実施していなかった。

< 指 摘 >

- 1 指定介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しなければならない。（※（１））
- 3 指定介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行わなければならない。

※（１）業務継続計画の訓練および研修について

ア 研修の内容は、感染症および災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。

イ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的の実施するものとする。

なお、研修および訓練の回数については、サービスによって回数が異なっており、以下のとおり。

[研修・年に２回以上，訓練・年に２回以上]

（介護予防）特定施設入居者生活介護，（介護予防）認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院

[研修・年に１回以上，訓練・年に１回以上]

訪問介護，（介護予防）訪問入浴介護，（介護予防）訪問看護，（介護予防）訪問リハビリテーション，通所介護，（介護予防）通所リハビリテーション，（介護予防）短期入所生活介護，（介護予防）短期入所療養介護，（介護予防）福祉用具貸与，（介護予防）特定福祉用具販売，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，地域密着型通所介護，（介護予防）認知症対応型通所介護，（介護予防）小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護，居宅介護支援，介護予防支援

項 目	業務継続計画の未策定（※減算対象：（介護予防）福祉用具貸与，特定（介護予防）福祉用具販売を除く全サービス）
該当サービス	全サービス
事 例	・業務継続計画が未策定であった。

< 指 摘 >

感染症もしくは災害のいずれか，または両方の業務継続計画が未策定の場合や，当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合，当該事業所の利用者全員について，所定単位数から減算することとなる。

業務継続計画未策定減算については，運営指導等で不適切な取扱いを発見した時点ではなく，「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。訪問介護の業務継続計画未策定減算の施行時期は令和7年4月のため，例えば令和8年6月の運営指導において，業務継続計画の未策定が判明した場合，令和7年4月から減算の対象となる。

なお，備蓄品リストが空欄であったり，厚生労働省の作成例を使用している場合において，記載例のままになっており事業所の実態に応じた内容となっていないものも散見されるため，作成の際は注意すること。

項 目	業務継続計画の策定等：感染症に係る業務継続計画
該当サービス	全サービス
事 例	・感染症に係る業務継続計画について，必要な項目が記載されていなかった。

< 指 摘 >

感染症に係る業務継続計画には，以下の項目等を記載すること。

- 1 平時からの備え（体制構築・整備，感染症防止に向けた取組の実施，備蓄品の確保等）
- 2 初動対応
- 3 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携，濃厚接触者への対応，関係者との情報共有等）

項 目	業務継続計画の策定等：災害に係る業務継続計画
該当サービス	全サービス
事 例	・災害に係る業務継続計画について，必要な項目等が記載されていなかった。

< 指 摘 >

災害に係る業務継続計画には，以下の項目等を記載すること。

- 1 平常時の対応（建物・設備の安全対策，電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策，必需品の備蓄等）
- 2 緊急時の対応（業務継続計画発動基準，対応体制等）
- 3 他施設および地域との連携

項 目	衛生管理等
該当サービス	全サービス
事 例	・ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施していない。

< 指 摘 >

従業者に対する研修内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うこと。

事業所は職員教育を組織的に浸透させていくために、当該事業所が定期的な教育を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施すること。また、研修の実施内容は記録すること。

また、平時から実際に感染症が発症した場合を想定し、発生時の対応について、訓練を定期的に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう発生時の対応を定めた指針および研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、研修および訓練の回数については、サービスによって回数が異なっており、以下のとおり。

[研修・年に2回以上，訓練・年に2回以上]

(介護予防) 特定施設入居者生活介護，(介護予防) 認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院については、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修が必要です。

[研修・年に1回以上，訓練・年に1回以上]

訪問介護，(介護予防) 訪問入浴介護，(介護予防) 訪問看護，(介護予防) 訪問リハビリテーション，通所介護，(介護予防) 通所リハビリテーション，(介護予防) 短期入所生活介護，(介護予防) 短期入所療養介護，(介護予防) 福祉用具貸与，(介護予防) 特定福祉用具販売，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，地域密着型通所介護，(介護予防) 認知症対応型通所介護，(介護予防) 小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護，居宅介護支援，介護予防支援

項 目	秘密保持等
該当サービス	全サービス
事 例	・ 個人情報の使用同意について、家族等の署名がない。

< 指 摘 >

サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

介護従事者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービス担当者とは共有するためには、あらかじめ文書により利用者またはその家族から同意を得る必要がある。この同意は、サービス提供開始時に利用者およびその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

項 目	秘密保持等
該当サービス	全サービス
事 例	・ 個人情報を用いる場合の同意があらかじめ文書で得られていない。

< 指 摘 >

従業者である者がその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務付けられているが、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定めるなどの措置を講ずべきこととするものとされている。

また、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。なお、なんらかの事情により、家族の同意を得ることが困難な場合等は、その経過等の記録を残すこと。

項 目	事故発生時の対応
該当サービス	全サービス
事 例	・ 市に事故報告書を提出していない。

< 指 摘 >

事故等が発生した場合は、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、「介護保険施設等における事故等の発生状況報告書（事故報告書）」により、発生時から30日以内に報告すること。ただし、緊急な報告を要する事故等が発生した場合は、直ちに電話・ファックス等により、事故等の概要を報告した後、事故発生後7日以内に事故報告書を提出すること。

事故発生時の記録や市への報告は、再発防止を目的としているものであるため、単なる書類の提出で終わらせず、事故の原因や体制の課題等をしっかりと検討し、職員に周知をすること。

項 目	虐待の防止（※減算対象：（介護予防）福祉用具貸与，特定（介護予防）福祉用具販売）を除く全サービス
該当サービス	全サービス
事 例	・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していなかった。

< 指 摘 >

高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生またはその再発を防止するため、介護事業者は、次の1～4に掲げる措置を講じなければならない。なお、1～4のうち、一つでも講じられていない措置があれば減算の対象となる。

- 1 当該指定介護事業所等における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 当該指定介護事業所等における虐待の防止のための指針を整備すること。
(※次項の指摘項目ア～ケ参照)
- 3 当該指定介護事業所等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 4 上記1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

上記の措置を講じていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員の所定単位数から減算することとする。

項 目	虐待の防止（※減算対象：（介護予防）福祉用具貸与，特定（介護予防）福祉用具販売）を除く全サービス
該当サービス	全サービス
事 例	・虐待の防止のための指針を整備しているが、必要な項目が盛り込まれていなかった。

< 指 摘 >

指定介護事業所が整備する「虐待の防止のための指針」には、以下のような事項を盛り込むこととする。

- ア 事業所等における虐待の防止に関する基本的考え方
- イ 虐待防止検討委員会その他事業所等内の組織に関する事項
- ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- カ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

項 目	身体拘束等の適正化
該当サービス	(介護予防) 短期入所生活介護・(介護予防) 短期入所療養介護・(介護予防) 特定施設入居者生活介護・小規模多機能型居宅介護・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・看護小規模多機能型居宅介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院
事 例	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。

< 指 摘 >

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

項 目	協力医療機関等
該当サービス	(介護予防) 特定施設入居者生活介護・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院
事 例	・1年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該協力医療機関の名称や取り決めの内容等を函館市に届け出ていなかった。

< 指 摘 >

協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、1年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や取り決めの内容等を函館市へ協力医療機関に関する届出書により届け出ること。

また、協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに函館市へ届け出ること。

※ 経過措置の対象となるサービスのみ該当（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）

協力医療機関との連携に関する経過措置（令和9年3月31日まで）の要件を満たす協力医療機関を確保できない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届け出を行うこと。

【訪問介護】

項 目	2人の訪問介護員等による訪問介護
事 例	・ 2人の訪問介護員によるサービス提供を行っているが、利用者または家族からの同意を得ていない。

< 指 摘 >

2人の訪問介護員等による訪問介護の算定については、利用者またはその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するときに算定できる。

- ① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずると認められる場合

【通所介護・地域密着型通所介護】

項 目	個別機能訓練加算
事 例	・ 個別機能訓練を機能訓練指導員以外の職員が提供していた。 ・ 機能訓練指導員等が3月ごとに1回以上居宅を訪問していたが、利用者の居宅での生活状況（起居動作，ADL，IADL等の状況）の確認を行ったことが記録されていなかった。 ・ 初回の個別機能訓練計画作成の3月後に利用者の居宅での生活状況を確認しているが、新たな個別機能訓練計画を作成していなかった。

< 指 摘 >

- 「個別機能訓練加算（Ⅰ）イ」の算定にあたっては、次のいずれにも適合すること。
 - 1 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師またはきゅう師を1名以上配置していること。
 - 2 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。
 - 3 個別機能訓練計画の作成および実施においては、利用者の身体機能および生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
 - 4 個別機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認したうえで、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問したうえで、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者またはその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。
 - 5 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- 「個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ」 次のいずれにも適合すること。
 - 1 上記により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。
 - 2 上記「個別機能訓練加算（Ⅰ）イ」の2から5までの基準のいずれにも適合すること。

※個別機能訓練加算Ⅰロを算定しているが、機能訓練指導員が1人しか出勤しない日がある場合の取り扱いについて
→市への加算の届出については、個別機能訓練加算Ⅰロ（上位加算）で届出を行う。

機能訓練指導員が1人しか出勤しない（個別機能訓練加算Ⅰロの要件を満たさない）場合については、個別機能訓練加算Ⅰイで請求を行う。

※個別機能訓練加算Ⅱを算定する場合の届出書の記入方法

体制等状況一覧表：個別機能訓練加算Ⅰイかロのどちらか該当する加算を選択し、LIFEは「あり」を選択する。

体制等に関する届出書：特記事項「変更後」に「個別機能訓練加算Ⅱイ」または「個別機能訓練加算Ⅱロ」と記入する。

【(介護予防) 短期入所生活介護】

項 目	送迎加算
事 例	・ 利用者の心身の状態，家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者であったことの記録がなかった。

< 指 摘 >

利用者の心身の状態，家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者であったことの必要性を記録すること。

【(介護予防) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護】

項 目	生産性向上推進体制加算
事 例	・利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を実施しているが、加算算定に必要な項目を検討していなかった。

< 指 摘 >

1 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）次のいずれにも適合すること。

（１）利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 介護機器を活用する場合における利用者の安全およびケアの質の確保

イ 職員の負担の軽減および勤務状況への配慮

ウ 介護機器の定期的な点検

エ 業務の効率化および質の向上ならびに職員の負担軽減を図るための職員研修

（２）（１）の取組および介護機器の活用による業務の効率化およびケアの質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績があること。

（３）介護機器を複数種類活用していること。

（４）（１）の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化およびケアの質の確保ならびに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、および当該取組の実施を定期的に確認すること。

（５）事業年度ごとに（１）、（３）および（４）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

2 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）次のいずれにも適合すること。

（１）上記１（１）に適合していること。

（２）介護機器を活用していること。

（３）事業年度ごとに（２）および１（１）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

（地域密着型）特定施設入居者生活介護においては、令和６年度の報酬改定において、生産性向上に先進的に取り組む場合の特例的な柔軟化の適用もあるが、生産性向上推進体制加算とは別の届出が必要となるので、留意すること。

（函館市ホームページ URL：<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2026011600020/>）

項 目	設備に関する基準
事 例	・事業所の居室の利用状況を変更していたが、市へ変更届を提出していなかった。

< 指 摘 >

指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【(介護予防) 福祉用具貸与】

項 目	福祉用具貸与計画の作成
事 例	・モニタリングの結果は記載しているが、居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告した記録を作成していなかった。

< 指 摘 >

- 1 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況およびその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者および当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

項 目	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
事 例	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画およびサービス提供内容に関し、ケアプランの内容と一致していない。

< 指 摘 >

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しなければならない。なお、随時の訪問を行う場合や、定期巡回サービスの訪問時間帯または内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行うなど、適切な連携を図るものとする。

【(介護予防) 小規模多機能型居宅介護・複合型サービス】

項 目	サービス提供体制強化加算
事 例	・サービス提供強化加算を算定しているが、従業者ごとの研修計画を作成していない。

< 指 摘 >

サービス提供体制強化加算の研修等に関する要件については、以下のとおり。

- ① 従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。
- ② 利用者に関する情報もしくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達または技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。

【認知症対応型共同生活介護】

項 目	地域との連携等
事 例	・運営推進会議の出席者が職員のみで開催している事例があった。

< 指 摘 >

運営推進会議の出席者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員または地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等で構成される。なお、事業者はこの運営推進会議を（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）、おおむね2月に1回以上開催し、活動状況について評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

項 目	医療連携体制加算
事 例	・重度化した場合における対応に係る指針の内容の一部が実態と異なっている。

< 指 摘 >

重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている必要がある。

（参考）留意事項通知（抜粋）

「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば以下の事項が考えられる。

- ① 急性期における医師や医療機関との連携体制
- ② 入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い
- ③ 看取りに関する考え方、本人および家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針

【居宅介護支援】

項 目	管理者
事 例	・新たに管理者として配置予定の者が、「主任介護支援専門員」の資格がない者である。

< 指 摘 >

管理者を変更する場合は主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の資格が必要となる。

管理者要件の適用の猶予は、管理者を変更する場合には該当しないので留意すること。

また、要件の適用を1年間猶予することができるのは、不測の事態（本人死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等）による場合のみであり、通常の人事異動等は該当にならない。管理者の主任ケアマネジャーが何かしらの理由で不在になった場合のリスクも想定し、事業所の運営にあたること。

【厚生労働省通知】

1 管理者要件

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

2 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である場合は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。（令和2年6月5日老振発 0605 第2号）

項 目	特定事業所集中減算
事 例	① 訪問介護サービス等を位置付けた計画数（分母）を過大に集計していた。 ・ 1 件の居宅サービス計画に訪問介護事業所が複数あるため、居宅サービス計画を重複して数えた。 ② 訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数（分子）を過小に集計していた。 ・ 紹介率最高法人の運営する訪問介護事業所が複数ある場合に一部の訪問介護事業所に係る係数しか集計していなかった。 ・ 他の市町村に所在する同じ法人が運営する事業所に係る計画数を集計していなかった。 ・ 居宅介護支援事業所と同じ法人が運営する訪問介護事業所があるのにこれを除いて計画数を集計していた。

< 指 摘 >

- ① 訪問介護サービス等を位置付けた居宅サービス計画数を集計する時に、1 件の居宅サービス計画に訪問介護サービスを位置付けた事業所が複数ある場合は、居宅サービス計画ごとに毎月 1 人 1 件として数える。
- ② 訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数を集計する時に、1 件の居宅サービス計画に同じサービス種別の事業所が複数ある場合は、それぞれ事業所毎に数える。

（算定例）

○居宅サービス計画の内容

居宅サービス計画①	居宅サービス計画②	居宅サービス計画③
訪問介護 A法人 訪問介護 B法人	訪問介護 A法人 訪問介護 B法人 通所介護 A法人 通所介護 C法人	訪問介護 B法人 通所介護 B法人 通所介護 C法人 福祉用具貸与 D法人

○算定内容

	計画数	紹介率
・ 居宅サービス計画の総数	3 件	
・ 訪問介護の居宅サービス計画数	3 件	
・ A法人の居宅サービス計画数	2 件	66.7 %
・ B法人の居宅サービス計画数	3 件	100.0 %
・ 通所介護の居宅サービス計画数	2 件	
・ A法人の居宅サービス計画数	1 件	50.0 %
・ B法人の居宅サービス計画数	1 件	50.0 %
・ C法人の居宅サービス計画数	2 件	100.0 %
・ 福祉用具貸与の居宅サービス計画数	1 件	
・ D法人の居宅サービス計画数	1 件	100.0 %

項 目	事業所と同一の敷地内に居住する利用者に対する取扱い
事 例	・ 同一建物に居住する利用者に対し居宅介護支援を行う場合，所定単位数を算定しなければならないところ，対象利用者について適用されていなかった。

< 指 摘 >

指定居宅介護支援事業所の建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所の建物に居住する利用者または指定居宅介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して，指定居宅介護支援を行った場合は，所定単位に100分の95に相当する単位数を算定する。

なお，事業所と構造上または外形上，一体的な建築物および同一敷地内並びに隣接する敷地にある建造物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものであり，具体的には一体的な建築物として，当該建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など，同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として，同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当する。

【介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

項 目	栄養管理
事 例	・ 管理栄養士が配置されておらず，併設施設や外部の管理栄養士の協力もない状況であった。

< 指 摘 >

管理栄養士の配置や併設施設や外部の管理栄養士の協力により入居者の栄養状態を入居時に把握して多職種共同で入居者ごとに栄養ケア計画を作成し，栄養ケア計画に従い管理栄養士が栄養管理を行うとともに，入居者の栄養状態を定期的に記録することとし，入居者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し，必要に応じて栄養ケア計画を見直すこと。

項 目	療養食加算
事 例	・ 利用者の病状等に応じて，主治の医師より利用者に対し疾病治療の直接手段として食事箋が発行されていなかった。

< 指 摘 >

利用者の病状等に応じて，主治の医師より利用者に対し疾病治療の直接手段として発行された食事箋に基づき，利用者へ療養食が提供された場合に算定すること。

加算の対象となる療養食は，疾病治療の直接手段として，医師の発行する食事箋に基づいて提供される利用者の年齢，病状等に対応した栄養量および内容を有する治療食（糖尿病食，腎臓病食，肝臓病食，胃潰瘍食（流動食は除く。），貧血食，脾臓病食，脂質異常症食，痛風食および特別な場合の検査食をいう。

【令和6年度報酬改定で新設され、令和9年3月31日まで経過措置となっている事項】

項 目	利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
該当サービス	(介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護・(介護予防)特定施設入居者生活介護・小規模多機能型居宅介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・看護小規模多機能型居宅介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院
内 容	・介護事業者は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

- ・本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所等の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えない。
- ・本委員会は定期的な開催が必要だが、開催頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。
- ・本委員会の開催にあたっては、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」(厚生労働省老健局高齢者支援課)等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- ・事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故防止委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所ごとに実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

項 目	口腔衛生の管理
該当サービス	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
内 容	・介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

入居者に対する口腔衛生の管理については、入居者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うこと。

- ① 当該施設において、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言および指導を年2回以上行うこと。

- ② ①の技術的助言および指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を特定施設サービス計画の中に記載する場合はその内容をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。

- イ 助言を行った歯科医師
- ロ 歯科医師からの助言の要点
- ハ 具体的方策
- ニ 当該施設における実施目標
- ホ 留意事項・特記事項

- ③ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言および指導または②の計画に関する技術的助言および指導を行うにあたっては、歯科訪問診療または訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

なお、当該施設と計画に関する技術的助言および指導を行う歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、実施事項等について文書で取り決めること。

項 目	協力医療機関等
該当サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院
内 容	・介護事業者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ次の①～③に掲げる要件を満たす協力医療機関（③の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより①～③のそれぞれの要件を満たすこととしても差し支えない。 ① 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。 ③ 入所者の病状が急変した場合等において、介護事業者の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

【その他】

項	目	虐待の防止のための対策を検討する委員会で、何を検討したらよいのか。
---	---	-----------------------------------

（参考） 解釈通知（抜粋）

虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。なお、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 上記⑥の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

項	目	各種委員会や研修、訓練の記録がないため、それらを実施したことや実施内容が確認できない
---	---	--

- ・ 各種委員会や研修、訓練を実施した場合は、その実施内容が確認できるよう、適切に記録を作成すること。
- ・ 記録の作成にあたっては、実施状況がわかるよう、実施日時（いつ）、実施場所（どこで）、参加者、実施した内容については必ず記載すること。参加者のレポート（報告書）だけでは内容がわからない場合や不十分な場合がある。
- ・ 委員会や研修を同日に実施した場合において、実施内容が混在した記載になってしまっており、それぞれで何を実施したのかわからない記載になっているケースがあるので、それぞれの実施内容等がわかるように記録を作成すること。なお、法人内の複数事業所で委員会や研修、訓練を合同開催する場合は、参加した各事業所名および従事者名についても記録で確認できるようにしておくことに留意すること。

項 目	居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なうべきではないのか。
-----	---

【厚生労働省通知】（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1））

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会および研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- ・ なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- ・ また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例（※）を参考にされたい。

（※） 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

項 目	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会で、何を検討したらよいのか
-----	---------------------------------------

(参考) 解釈通知(抜粋)

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体的拘束等適正化検討委員会)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。

この身体的拘束等適正化検討委員会は、身体的拘束等の実施に有無に関わらず実施する必要があることに留意すること。

身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ③ 身体的拘束等適正化検討委員会において、上記②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ⑤ 報告された事例および分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

なお、身体的拘束等の実施がない場合においては、上記①のほか、身体的拘束等を必要としないケア方法の検討や、身体的拘束等を実施する場合の必要な手続きや手順の確認などが考えられる。

項 目	業務継続計画(BCP)の研修および訓練に特定の従業者のみが参加している
-----	-------------------------------------

感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修および訓練の実施にあたっては、管理者のみならず、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

項	目	防災計画と自然災害の業務継続計画（BCP）の違いがわからない
---	---	--------------------------------

業務継続計画は、「災害や感染症発生時にサービスを継続する」ことが目的である。

2-3. 防災計画と自然災害 BCP の違い

防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」ですが、その目的は、BCP の主な目的の大前提となっています。つまり、BCP では、防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指しており、両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にあります。

防災計画と自然災害 BCP の違い①

計画	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	
主な目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減			・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害			・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
根拠	消防法	水防法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律 津波防災地域づくりに関する法律	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等

計画	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	
対象施設等	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）	入所・通所系事業所、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	介護事業所等
対象の災害	火災	風水害、土砂災害	想定される全ての災害	自然災害、感染症
義務	消防計画の作成、所轄消防長への提出。 消火、通報、避難の訓練の実施・報告	避難確保計画の作成、市町村への提出。 避難訓練の実施・報告。	非常災害対策計画の作成。 避難訓練の実施。	業務継続計画の作成。 研修・訓練(シミュレーション)の実施。研修・訓練は、入所・年2回以上、通所、訪問・年1回以上(感染症も含む)。

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会の資料に加筆

つまり、従来の防災計画に、避難確保、介護事業の継続、地域貢献を加えて、総合的に考えてみるのが重要です。

※「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省老健局 令和6年3月）から抜粋

また、避難訓練を実施する場合において、BCPの訓練を一体的に実施することは差し支えないが、BCPの内容が含まれるものとなるよう留意すること。

項	目	感染症およびまん延の防止のための訓練とは、どのようなものか
---	---	-------------------------------

(参考) 解釈通知(抜粋)

訓練(シミュレーション)においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針および研修内容に基づき、事業所内(施設内)の役割分担の確認や、感染対策をしたうえでのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

項	目	法人でホームページを持っていないため、重要事項を掲載できない
---	---	--------------------------------

事業者は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない(令和7年4月1日から義務化)。

このウェブサイトとは、法人のホームページまたは介護サービス情報公表システムのことをいう。よって、法人でホームページがない場合は、介護サービス情報公表システムを活用いただきたい。